

## 付 議 第 3 号

### 保育所を経営する社会福祉法人の定款の認可に関する議案

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 32 条に基づき、保育所を経営する社会福祉法人の設立認可申請に対し、別紙 1 から 3 までの定款を認可することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 19 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(19) 保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること。

## 社会福祉法人芳公会定款

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業  
保育所の経営

## (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人芳公会という。

## (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

## (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県香美市土佐山田町842番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

## (役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く

- (1) 理事 10名  
(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

## (役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同

一とする。

- 3 役員は再任されることができる。
- 4 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び高知県知事に報告するものとする。

3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物 高知県香美市土佐山田町842番地所在の鉄骨造スレート葺平家建ひまわり保育園園舎1棟 (529.10平方メートル)

3. 運用財産は、基本財産と収益事業用財産以外の財産とする。

4. 収益事業用財産は、第22条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）

に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合  
(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、  
又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理  
事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎  
会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、  
理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面に  
ついては、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サー  
ビスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正  
当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。  
ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入すること  
ができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をも  
って終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもの  
のほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利  
の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければ  
ならない。

#### 第4章 収益を目的とする事業

(種別)

第22条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 認可外保育施設 三育ほっとハウスの設置運営。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第23条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

#### 第5章 解散及び合併

(解散)

第24条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第25条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出された者に帰属する。

(合併)

第26条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可を受けなければならない。

#### 第6章 定款の変更

(定款の変更)

第27条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

#### 第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第28条 この法人の公告は、社会福祉法人芳公会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第29条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

#### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	岩井	利彦
理事	島村	三省
〃	野田	定昭
〃	坂元	吉久
〃	明石	修成
〃	日向	國雄
〃	土居	田鶴子
〃	中西	敏江
〃	石川	学
〃	川越	典子
監事	大岸	啓郎
〃	古谷	泉

## 社会福祉法人菜生保育協会定款

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業  
保育所の経営

## (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人菜生保育会という。

## (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

## (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県室戸市室戸岬町5768番地4に置く。

## 第2章 役員及び職員

## (役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名  
(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

## (役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。



3. 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2. 監事は、理事会において選任する。

3. 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長がこれを招集する。

3. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8. 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び高知県知事に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 高知県室戸市室戸岬町5768番地4所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建菜生保育園

園舎 1棟 (545.945平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）

に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合  
(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、

又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

#### 第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出された

ものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可を受けなければならない。

## 第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

## 第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人菜生保育協会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 松本 祐政

理 事 濱田 偉佐男

〃 山下 博紀

〃 谷下 知明

〃 川崎 雅人

〃 濱田 筆子

〃 樽見 秀子

監 事 窪内 賢一郎

〃 山田 博亮

社会福祉法人笑育会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 保育所の経営
  - (ロ) 一時預かり事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人笑育会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県高岡郡佐川町乙1759番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
  3. 理事長は、この法人を代表する。
  4. 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2. 監事は、理事会において選任する。
3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長がこれを招集する。
3. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
8. 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び高知県知事に報告するものとする。
3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 高知県高岡郡佐川町乙1759番地所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺2階建、鉄骨造陸屋根2階建・鉄骨造鋼板葺平屋建  
佐川町若草保育園園舎 3棟 (1,089.33平方メートル)
- (2) 高知県高岡郡佐川町字高崎乙1759番1・2・3、乙1760番3・4・5  
所在の佐川町若草保育園  
敷地 (2,769.25平方メートル)

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は

確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

#### 第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可を受けなければならない。



## 第5章 定款の変更

### (定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

## 第6章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人笑育会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

### (施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

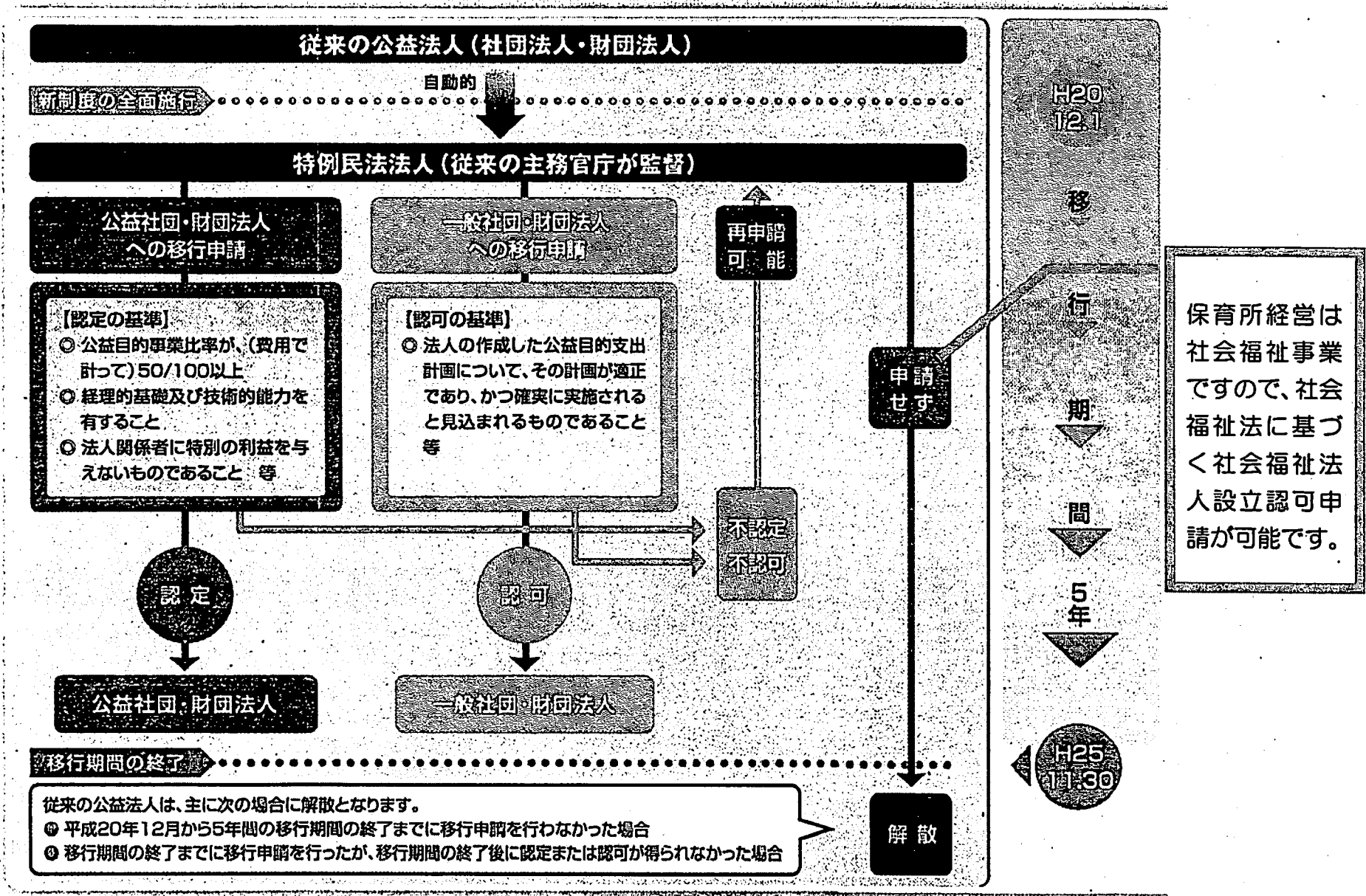
### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 刈谷 末子  
理 事 池田 玉尾  
      " 高橋 富夫  
      " 伊藤みどり  
      " 藤田 千砂  
      " 刈谷日出男  
監 事 明神 章子  
      " 篠原 正光

# 參考資料

# 新制度における従来の公益法人等の選択肢



○社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）〔抄〕

第二節 設立

（認可）

第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

（申請）

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手續に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 社会福祉事業の種類
  - 四 事務所の所在地
  - 五 役員に関する事項
  - 六 会議に関する事項
  - 七 資産に関する事項
  - 八 会計に関する事項
  - 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項
  - 十 公益事業を行う場合には、その種類
  - 十一 収益事業を行う場合には、その種類
  - 十二 解散に関する事項
  - 十三 定款の変更に関する事項
  - 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。
- 4 略
- （要件）
- 第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

○社会福祉法施行規則（昭和二十六年六月二十一日厚生省令第二十八号）

（設立認可申請手続）

第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人（第十四条第一項第一号及び第二項第二号、第二十四条第二項第一号及び第二号並びに第三十七条第二項第二号を除き、以下「法人」という。）を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。

- 一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所
- 二 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 設立の趣意
- 四 役員となるべき者の氏名及び各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録（基本財産、運用財産、公益事業用財産（法第二十六条第一項に規定する公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（同項に規定する収益事業を行う場合に限る。）をそれぞれ区分して記載したものとする。以下同じ。）及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
- 二 当該法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
- 三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- 四 設立者の履歴書
- 五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- 六 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

3 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。

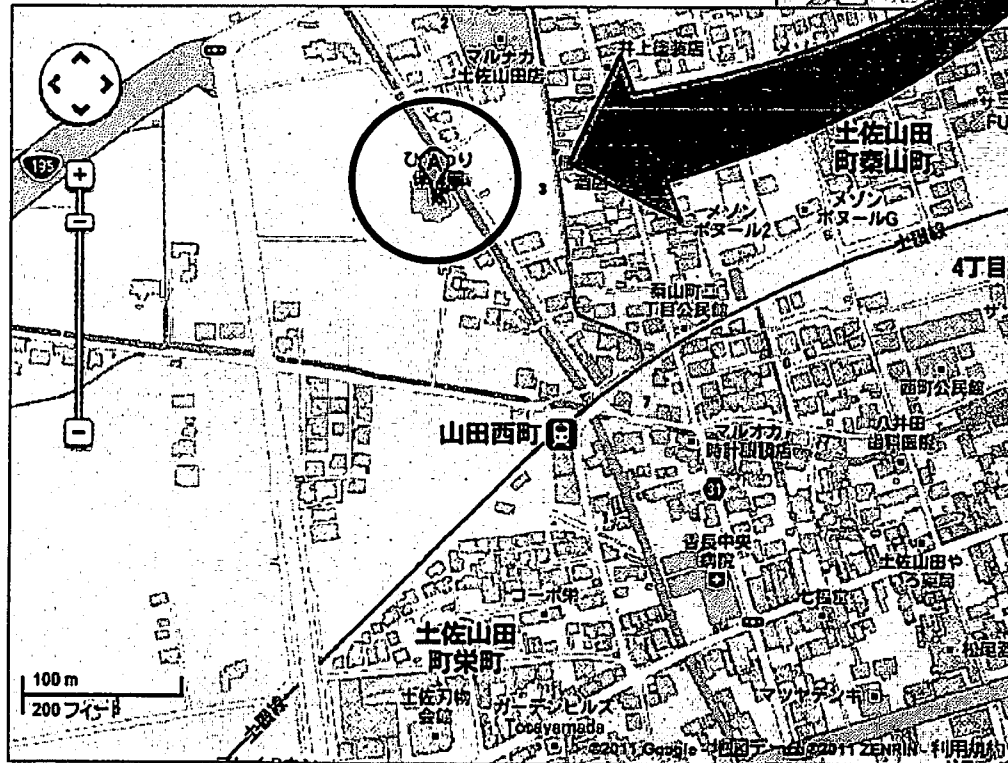
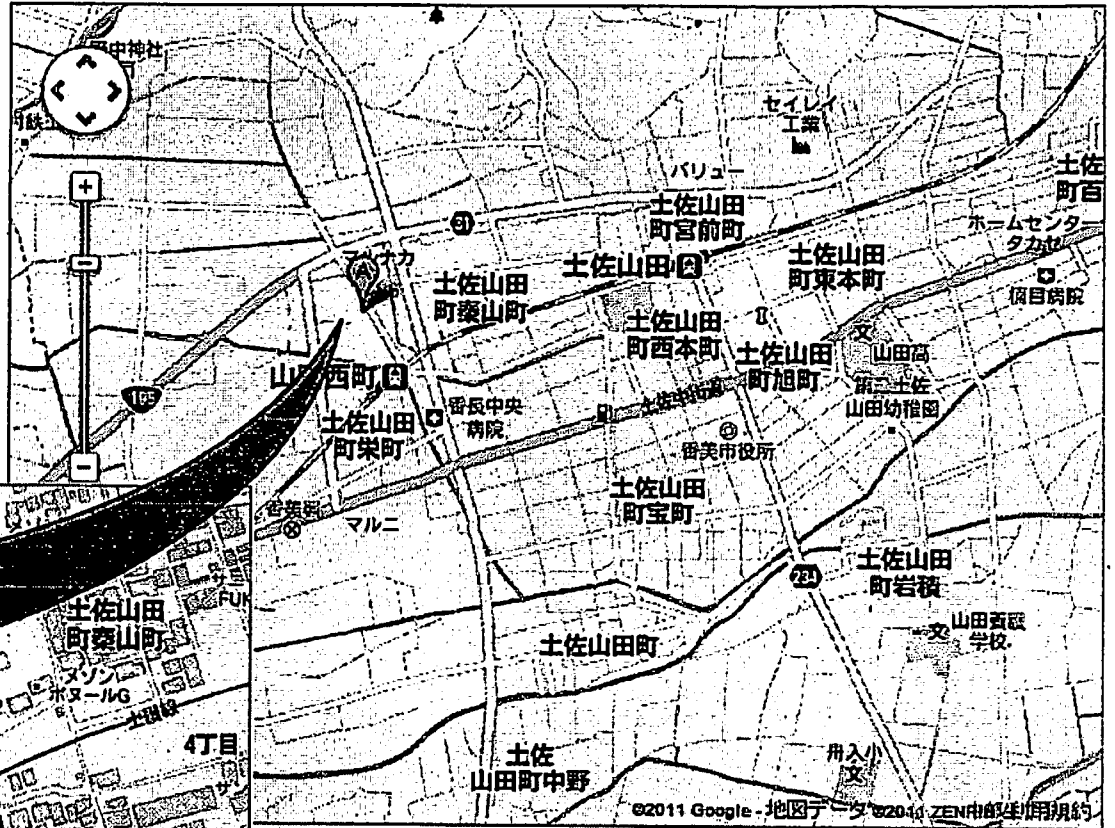
5 第一項の認可申請書類には、副本一通（法第三十条第二項の法人にあっては、副本二通）を添付しなければならない。

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所	高知県香美市土佐山田町 1980 番地 3	
	氏名	社会福祉法人芳公会 設立代表者 岩井利彦	
申請年月日		平成 23 年 7 月 20 日	
社会福祉法人 設立の趣意	<p>ひまわり保育園は、昭和 38 年 9 月香長中央病院（旧秦病院）の託児所として開設し、その後地域の要望により昭和 46 年 6 月 1 日、法人認可を受け定員 60 人で財団法人ひまわり保育園が発足しました。</p> <p>以来 40 年間、関係者をはじめ地域の方々の理解と協力を得て、数多くの児童を保育してまいりました。</p> <p>新しい公益法人制度が施行され平成 25 年 11 月までに新制度に移行するか社会福祉法人などに変更することが必要となりました。</p> <p>私たちは多くの児童を預かるという社会的責任と保育の公共性を考え、さらに充実した健全な運営を図ることと、高まる保育所への入所要求、とりわけ低年齢児、延長、病児・病後児保育事業などの特別保育を実施して、地域に開かれた保育所作りを進めるために社会福祉法人芳公会の設立をするものであります。</p>		
主たる事務所の所在地		高知県香美市土佐山田町 842 番地	
法人の名称		ふりがな しゃかいふくしほうじん ほうこうかい 社会福祉法人 芳公会	
事業の種類	社会福祉事業	第1種	なし
		第2種	ひまわり保育園の経営
	公益事業		なし
	収益事業		無認可保育所「三育ほっとハウス」の設置運営

資 産	内 訳									
	純 額 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③ 公 益 事 業 用 財 産	④ 収 益 事 業 用 財 産	⑤ 積 極 財 産 ①+②+③+④	⑥ 負 債			
		① 基 本 財 産	② 運 用 財 産							
円	円	円	円	円	円	円				
	77,004,320	44,780,000	40,197,000		5,932,320	90,909,320	13,905,000			
役 員 と な る べ き 者	理事 監事 の別	氏 名	代 表 権 の 有 無	親 族 等 の 特 殊 関 係 者 の 有 無	役員資格等(該当に○)				他の社会福祉法人の代表者への就任状況	
					学 識 経 験	地 域 福 祉 関 係	施 設 長	そ の 他	有 無	法 人 名
	理事	岩井 利彦	有	無		○			無	
	〃	島村 三省	無	無	○				〃	
	〃	野田 定昭	無	無	○				〃	
	〃	坂元 吉久	無	無		○			〃	
	〃	明石 修成	無	無	○				〃	
	〃	日向 國雄	無	無			○		〃	
	〃	土居田 鶴子	無	無				○	〃	
	〃	中西 敏江	無	無		○			〃	
	〃	石川 学	無	無				○	〃	
	〃	川越 典子	無	無				○	〃	
	監事	大岸 啓郎	無	無	○				〃	
〃	古谷 泉	無	無	○				〃		
評議員会の有無			無		評議員の定数					

**香美市の保育所等の概要 (H23.4.1 現在)**

施設数：8か所 (公7、私1)  
 定員：750人 (公690、私60)  
 入所児童数：645人  
 学齢前児童数：1039人



**ひまわり保育園の概要 (H23.4.1 現在)**

所在地：香美市土佐山田町 842 番地  
 定員：60人  
 入所児童数：57人  
 開所時間：平日 7:00~18:30  
                   土曜日 7:00~17:00  
 入所年齢：産休明け~2歳



財 産 目 録

社会福祉法人芳公会  
金 額

資産・負債の内訳		金額
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		25,808,000
現金	(施設)	10,000
普通預金	(本部)	412,000
	(施設)	5,000,000
	(施設)	386,000
定期預金	(施設)	20,000,000
未収金		0
流動資産合計		25,808,000
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
建物	土佐山田町字西野溝ノ北842番地 鉄骨造スレート葺平家建 529.10㎡	44,780,000
基本財産合計		44,780,000
(2) その他の固定資産		
建物	巻き上式テント他	704,000
構築物	ジャングルジム他	1,070,000
器具及び備品	ピアノ他	1,800,000
その他の固定資産		
	その他の固定資産(ソフト等)	0
	退職手当預け金	10,815,000
その他の固定資産合計		14,389,000
固定資産合計		59,169,000
資産合計		84,977,000

財 産 目 録

社会福祉法人芳公会  
金 額

資産・負債の内訳		金 額
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金	██████████	300,000
預り金	源泉所得税他	600,000
	流動負債合計	900,000
2. 固定負債		
設備資金借入金	████████████████████	2,190,000
退職給与引当金		10,815,000
	固定負債合計	13,005,000
	負債合計	13,905,000
差引純資産		71,072,000

財 産 目 録

収益事業三育ほっとハウス

資産・負債の内訳	金 額
<b>I 資産の部</b>	
<b>1. 流動資産</b>	
現金預金	
小口現金	30,000
普通預金	347,000
流動資産合計	377,000
<b>2. 固定資産</b>	
(1) 基本財産	0
基本財産合計	
(2) その他の基本財産	
建物 香美市土佐山田町西本町丁目134番地 木造鋼板葺平家建 80.32㎡	2,299,000
土地 香美市土佐山田町西本町5丁目 134番 宅地482.64㎡	3,257,820
その他の固定資産合計	5,556,820
固定資産合計	5,556,820
資産合計	5,933,820
<b>II 負債の部</b>	
<b>1. 流動負債</b>	
預り金 源泉所得税他	1,500
流動負債合計	1,500
<b>2. 固定負債</b>	
固定負債合計	0
負債合計	1,500
差引純資産	5,932,320

平成24年度 資金収支予算内訳表  
(自)平成24年4月1日(至)平成25年3月31日

【社会福祉法人 芳公会】  
(単位:円)

	合計	法人本部	ひまわり保育園
運営費収入	98,943,400	0	98,943,400
経常経費補助金収入	780,000	0	780,000
寄付金収入	110,000	50,000	60,000
雑収入	30,000	30,000	0
受取利息配当金収入	5,100	100	5,000
経常収入計(1)	99,868,500	80,100	99,788,400
人件費支出	83,940,000	40,000	83,900,000
役員報酬	40,000	40,000	0
職員俸給	42,600,000	0	42,600,000
職員諸手当	21,000,000	0	21,000,000
非常勤職員給与	9,500,000	0	9,500,000
退職金	0	0	0
退職金	0	0	0
掛金	800,000	0	800,000
法定福利費	10,000,000	0	10,000,000
事務費支出	6,263,000	33,000	6,230,000
福利厚生費	250,000	0	250,000
旅費交通費	35,000	15,000	20,000
研修費	10,000	0	10,000
消耗品費	101,000	1,000	100,000
器具什器費	50,000	0	50,000
印刷製本費	230,000	0	230,000
水道光熱費	180,000	0	180,000
修繕費	500,000	0	500,000
通信運搬費	252,000	2,000	250,000
会議費	15,000	5,000	10,000
業務委託費	560,000	0	560,000
手数料	30,000	0	30,000
損害保険料	170,000	0	170,000
賃借料	800,000	0	800,000
土地・建物賃借料	1,170,000	0	1,170,000
雑費	1,910,000	10,000	1,900,000
雑費	1,180,000	10,000	1,150,000
共済財団退職手当掛金	750,000	0	750,000
事業費支出	8,340,000	0	8,340,000
給食費	4,400,000	0	4,400,000
保健衛生費	500,000	0	500,000
保育材料費	700,000	0	700,000
水道光熱費	1,800,000	0	1,800,000
消耗品費	200,000	0	200,000
器具什器費	70,000	0	70,000
賃借料	270,000	0	270,000
医療費	0	0	0
雑費	400,000	0	400,000
借入金利息支出	16,000	0	16,000
借入金利息支出	16,000	0	16,000
経常支出計(2)	98,559,000	73,000	98,486,000
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,309,500	7,100	1,302,400
施設整備等収入計(4)	0	0	0
固定資産取得支出	0	0	0
器具及び備品取得支出	0	0	0
施設整備等支出計(5)	0	0	0

科 目	合 計	法人本部	ひまわり保育園
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
借入金元金償還補助金収入	0	0	0
借入金元金償還補助金収入	0	0	0
財務収入計(7)	0	0	0
借入金元金償還支出	1,260,000	0	1,260,000
設備資金借入金償還金支出	1,260,000	0	1,260,000
財務支出計(8)	1,260,000	0	1,260,000
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-1,260,000	0	-1,260,000
予備費(10)	0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=3+6+9-10	49,500	7,100	42,400

前期末支払資金残高(12)	0	0	0
当期末支払資金残高(11)+(12)	49,500	7,100	42,400

## 平成 24 年度 資金予算書

【三育ほっとハウス】

(単位: 円)

科 目	予算額	前年度予算額	差引増減額	備 考
利用料収入.	4,416,000	4,032,000	384,000	途べ92人保育料
利用料収入.	4,416,000	4,032,000	384,000	
受取利息配当金収入.	100	0	100	預金利息 愛媛銀行
經常収入計(1).	4,416,100	4,032,000	384,100	
人件費支出.	3,600,000	3,600,000	0	
職員俸給.	3,000,000	3,000,000	0	2名
職員諸手当.	600,000	600,000	0	賞与
事務費支出.	300,000	300,000	0	
福利厚生費.	5,000	5,000	0	検便
旅費交通費.	5,000	5,000	0	出張旅費
研修費.	5,000	5,000	0	研修会参加費
消耗品費.	5,000	5,000	0	ノート他
水道光熱費.	15,000	15,000	0	電気、水道料
修繕費.	40,000	40,000	0	
通信運搬費.	40,000	40,000	0	電話料、切手他
業務委託費.	10,000	10,000	0	エアコン等メンテナンス
手数料.	1,000	1,000	0	送金等
損害保険料.	29,000	29,000	0	火災保険.
租税公課.	143,000	143,000	0	固定資産税
雑費.	2,000	2,000	0	
雑費	2,000	2,000	0	
事業費支出.	505,000	501,000	4,000	
給食費.	250,000	250,000	0	給食材料
保健衛生費.	20,000	20,000	0	薬品他
保育材料費.	50,000	50,000	0	遊具他
水道光熱費.	150,000	150,000	0	電気、水道、ガス
消耗品費.	10,000	10,000	0	キッチンペーパー、ゴミ袋、他
器具什器費.	10,000	10,000	0	炊具他
雑費.	15,000	11,000	4,000	損害保険料他
經常支出計(2).	4,405,000	4,401,000	4,000	
經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2).	11,100	-369,000	-357,900	
施設整備等収入計(4).	0	0	0	
施設整備等支出計(5).	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5).	0	0	0	
財務収入計(7).	0	0	0	
財務支出計(8).	0	0	0	
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8).	0	0	0	
予備費(10).	11,100	0	11,100	
当期資金収支差額合計(11)=3+6+9-10.	0	-369,000	369,000	
前期末支払資金残高(12).	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12).	0	-369,000	369,000	

平成25年度 資金収支予算内訳表  
(自)平成25年4月1日(至)平成26年3月31日

【社会福祉法人芳公会】  
(単位:円)

科 目	合計	法人本部	ひまわり保育園
運営費収入	98,943,400	0	98,943,400
経常経費補助金収入	780,000	0	780,000
寄付金収入	110,000	50,000	60,000
雑収入	30,000	30,000	0
受取利息配当金収入	5,100	100	5,000
経常収入計(1)	99,868,500	80,100	99,788,400
人件費支出	83,940,000	40,000	83,900,000
役員報酬	40,000	40,000	0
職員俸給	42,600,000	0	42,600,000
職員諸手当	21,000,000	0	21,000,000
非常勤職員給与	9,500,000	0	9,500,000
退職金	0	0	0
退職金	0	0	0
掛金	800,000	0	800,000
法定福利費	10,000,000	0	10,000,000
事務費支出	6,263,000	33,000	6,230,000
福利厚生費	250,000	0	250,000
旅費交通費	35,000	15,000	20,000
研修費	10,000	0	10,000
消耗品費	101,000	1,000	100,000
器具什器費	50,000	0	50,000
印刷製本費	230,000	0	230,000
水道光熱費	180,000	0	180,000
修繕費	500,000	0	500,000
通信運搬費	252,000	2,000	250,000
会議費	15,000	5,000	10,000
業務委託費	560,000	0	560,000
手数料	30,000	0	30,000
損害保険料	170,000	0	170,000
賃借料	800,000	0	800,000
土地・建物賃借料	1,170,000	0	1,170,000
雑費	1,910,000	10,000	1,900,000
雑費	1,160,000	10,000	1,150,000
共済財団退職手当掛金	750,000	0	750,000
事業費支出	8,340,000	0	8,340,000
給食費	4,400,000	0	4,400,000
保健衛生費	500,000	0	500,000
保育材料費	700,000	0	700,000
水道光熱費	1,800,000	0	1,800,000
消耗品費	200,000	0	200,000
器具什器費	70,000	0	70,000
賃借料	270,000	0	270,000
医療費	0	0	0
雑費	400,000	0	400,000
借入金利息支出	0	0	0
借入金利息支出	0	0	0
経常支出計(2)	98,543,000	73,000	98,470,000
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,325,500	7,100	1,318,400
施設整備等収入計(4)	0	0	0
固定資産取得支出	0	0	0
器具及び備品取得支出	0	0	0
施設整備等支出計(5)	0	0	0

科 目	合 計	法人本部	ひまわり保育園
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
借入金元金償還補助金収入	0	0	0
借入金元金償還補助金収入	0	0	0
財務収入計(7)	0	0	0
借入金元金償還支出	0	0	0
設備資金借入金償還金支出	0	0	0
財務支出計(8)	0	0	0
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0
予備費(10)	0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=3+6+9-10	1,325,500	7,100	1,318,400
前期末支払資金残高(12)	0	0	0
当期末支払資金残高(11)+(12)	1,325,500	7,100	1,318,400



## 平成 25 年度 資金予算書

【三育ほっとハウス】

(単位: 円)

科 目	予算額	前年度予算額	差引増減額	備 考
利用料収入	4,416,000	4,416,000	0	述べ92人保育料
利用料収入	4,416,000	4,416,000	0	
受取利息配当金収入	100	100	0	預金利息 愛媛銀行
経常収入計(1)	4,416,100	4,416,100	0	
人件費支出	3,600,000	3,600,000	0	
職員俸給	3,000,000	3,000,000	0	2名
職員諸手当	600,000	600,000	0	賞与
事務費支出	300,000	300,000	0	
福利厚生費	5,000	5,000	0	検便
旅費交通費	5,000	5,000	0	出張旅費
研修費	5,000	5,000	0	研修会参加費
消耗品費	5,000	5,000	0	ノート他
水道光熱費	15,000	15,000	0	電気、水道料
修繕費	40,000	40,000	0	
通信運搬費	40,000	40,000	0	電話料、切手他
業務委託費	10,000	10,000	0	エアコン等メンテナンス
手数料	1,000	1,000	0	送金等
損害保険料	29,000	29,000	0	火災保険
租税公課	143,000	143,000	0	固定資産税
雑費	2,000	2,000	0	
雑費	2,000	2,000	0	
事業費支出	505,000	505,000	0	
給食費	250,000	250,000	0	給食材料
保健衛生費	20,000	20,000	0	薬品他
保育材料費	50,000	50,000	0	遊具他
水道光熱費	150,000	150,000	0	電気、水道、ガス
消耗品費	10,000	10,000	0	キッチンペーパー、ゴミ袋、他
器具什器費	10,000	10,000	0	炊具他
雑費	15,000	15,000	0	損害保険料他
経常支出計(2)	4,405,000	4,405,000	0	
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	11,100	11,100	0	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
財務収入計(7)	0	0	0	
財務支出計(8)	0	0	0	
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費(10)	11,100	11,100	0	
当期資金収支差額合計(11)=3+8+9-10	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第32条（認可）に基づく審査

【審査基準】（該当事項のみ）	申請内容	審査
<p>第1 社会福祉法人の行う事業</p>		
<p>1 社会福祉事業</p> <p>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>(3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。</p>	<p>第二種社会福祉事業（保育所）を行う。</p> <p>ひまわり保育園は、児童福祉施設最低基準（設備・職員等）を満たし、昭和46年に認可されている。</p>	<p>} 適当</p>
<p>3 収益事業</p> <p>(1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下(3)において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。</p> <p>(3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。</p>	<p>認可外保育施設（三育ほっとハウス）を経営する。</p> <p>また、一定の事業計画、資金計画により経営を行う。</p> <p>定款第23条に規定されている。</p>	<p>} 適当</p>
<p>第2 法人の資産</p>		
<p>1 資産の所有等</p> <p>(1) 原則</p> <p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。</p> <p>なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を営む法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。</p> <p>(2) 特例</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社授発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	<p>資産の所有者</p> <p>【建物】</p> <p>保育所園舎……………(財) ひまわり保育園</p> <p>認可外保育施設園舎……(財) ひまわり保育園</p> <p>⇒所有者と贈与契約締結済</p> <p>【土地】</p> <p>保育所園舎敷地、屋外遊戯場……野村 真弘</p> <p>⇒所有者から土地貸借契約及び賃借権設定登記に関する承諾書の提出あり</p> <p>認可外保育施設園舎敷地……(財) ひまわり保育園</p> <p>⇒所有者と贈与契約締結済</p>	<p>所有者からの贈与あるいは賃貸借契約により、安定した経営が確保できる予定であり、適当。</p>

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>2 資産の区分</p> <p>(1) 基本財産</p> <p>ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。</p> <p>イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。(以下略)</p> <p>(2) 運用財産</p> <p>ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。</p> <p>(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産</p> <p>公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。(以下略)</p> <p>【審査要領】第2 法人の資産</p> <p>(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。</p> <p>ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。</p> <p>イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。</p> <p>(3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。(以下略)</p> <p>(7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。</p> <p>また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸</p>	<p>定款第14条に規定されている。</p> <p>定款第13条第2項に規定されている。</p> <p>定款第13条第3項に規定されている。</p> <p>定款第13条第4項に規定されている。</p> <p>寄付金について、(財)ひまわり保育園との間で贈与契約が締結されている。</p> <p>贈与を受ける現金預金 25,808,000円 設立年度の年間事業費102,891,000円</p> <p>賃貸借契約による賃料563,000円/年</p>	<p>適当</p> <p>(財)ひまわり保育園の決算書及び残高証明等で履行の現実性を確認している。</p> <p>現金預金の保有額が事業費の1/12(8,574,250円)以上であり、適当。</p> <p>適当な賃借料と認められる。また、賃借により貸与を受ける相手方は理事長等ではない。</p>

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
借を受けることは、望ましくないこと。		
<b>3 資産の管理</b> (2) 基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。(以下略) (3) 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。	定款第15条に規定されている。  該当する財産は保有しない。	} 適当
<b>4 残余財産の帰属</b> 解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。	定款第25条に社会福祉法人に帰属する旨が規定されている。	適当
<b>第3 法人の組織運営</b>		
<b>1 役員</b> (1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。(以下略) (2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。 (3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。	役員就任予定者に関係行政庁の職員は含まれていない。 10名中8名は、(財)ひまわり保育園の役員が就任予定である。 理事長就任予定者は、特定の公職にある者ではない。	適当  今後も法人運営への参画が十分に期待できる者であると認められる。 公職にある者が慣例的に就任しているという事実は認められない。
<b>2 理事</b> (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。 また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。 (3) 理事の定数は6人以上とすること。 (4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。 (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。	(財)ひまわり保育園の理事長及び理事が就任予定である。  理事定数は10名である。  親族等の特殊の関係にある者は含まれていない。	社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際の法人運営の職責を果たしうる者であると認められる。  } 適当  当該要件に該当する者は認められない。

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。</p> <p>(7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p>	<p>社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者、社会福祉協議会の役職員、民生児童委員を含んでいる。</p> <p>施設長就任予定者が理事として参加予定である。また、施設長以外の施設の職員である理事就任予定者は1名である。</p>	<p>適当</p> <p>施設の職員は理事総数10名中2名であり、理事総数の3分の1を超えない。</p>
<p>3 監事</p> <p>(1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。</p> <p>(2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。(以下略)</p> <p>(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。</p> <p>(4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。</p> <p>(5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p>	<p>2名ともに、土佐山田町の監査委員あるいは収入役としての経歴を持ち、また、(財)ひまわり保育園の監事として約5年以上の監査実績がある。</p> <p>社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者であり、また、監事のうち1名が社会福祉事業を行う団体の役員である。</p> <p>親族等の特殊の関係にある者は含まれていない。</p>	<p>他の職務の兼任は認められない。</p> <p>財務諸表等を十分監査し得る者であると認められる。</p> <p>適当</p> <p>適当</p> <p>当該要件に該当する者は認められない。</p>
<p>4 評議員会</p> <p>(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。</p> <p>② 保育所を経営する事業(保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。)</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 役員の定数は、確定数とすること。</p> <p>(3) 役員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。(以下略)</p>	<p>評議員会は設置しない。</p> <p>定款第5条に10名と規定されている。</p> <p>定款第6条に2年とする旨が規定されている。</p>	<p>保育所を経営する事業のみを行うため、ただし誓きの法人に該当する。</p> <p>適当</p>

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
(4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。	定款第12条各項に規定されている。	適当

審査基準：社会福祉法人審査基準 社会福祉法人の認可について(通知) 平成12年12月1日 障第890号/社援第2618号/老発第794号/児発第908号  
 審査要領：社会福祉法人審査要領 社会福祉法人の認可について(通知) 平成12年12月1日 障企第59号/社援企第35号/老計第52号/児企第33号

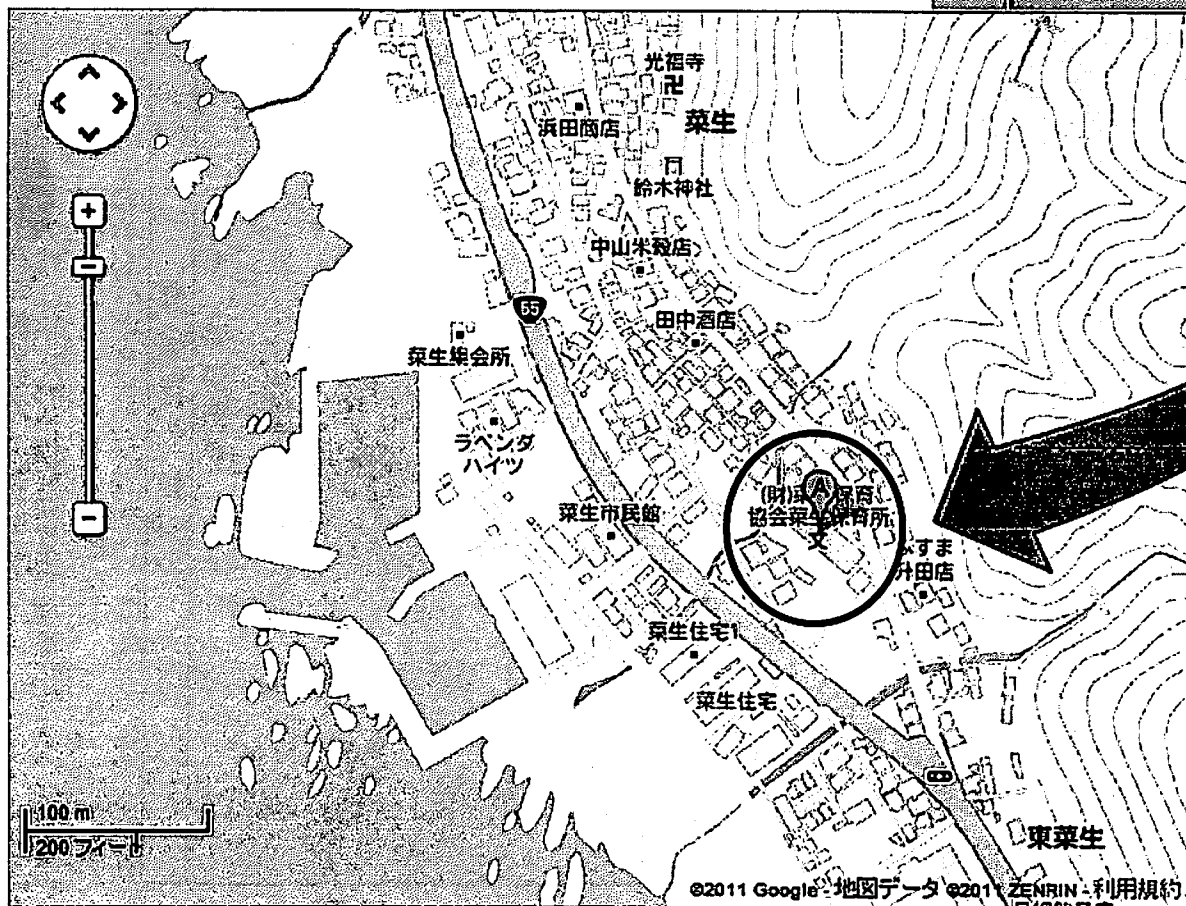
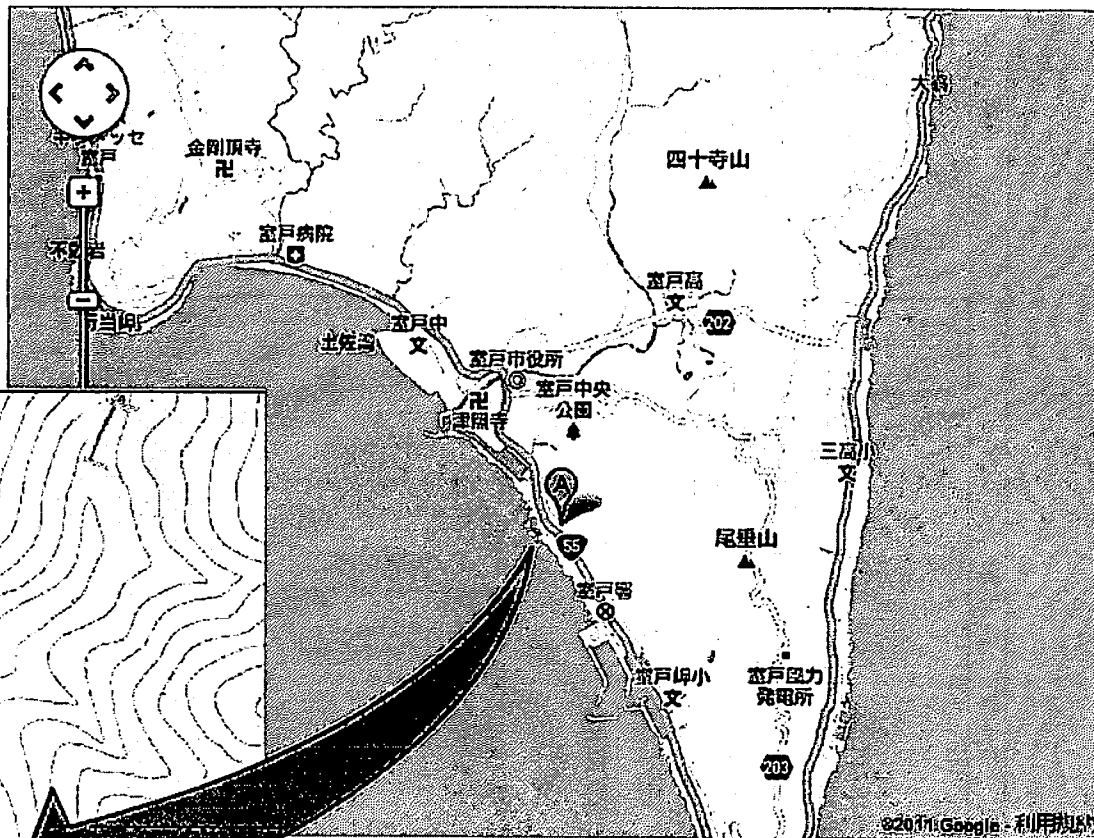
社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所	高知県室戸市領家 101 番地 3	
	氏名	社会福祉法人菜生保育協会 設立代表者 樽見 秀子	
申請年月日	平成 23 年 6 月 17 日		
社会福祉法人 設立の趣意	<p>菜生保育所は、児童の保護と育成をはかる目的で昭和 25 年 6 月 1 日に認可を得、菜生隣保館で保育をしてきました。昭和 47 年 10 月 1 日には更なる経営基盤の確立と保育運営の安定をはかるため、財団法人菜生保育協会を設立し児童の福祉の増進に寄与してきました。しかし、築 32 年の菜生隣保館の施設の老朽化が著しく、加えて国道バイパスの新設により立ち退きとなり現在地に新園舎が建設され、昭和 51 年 2 月 3 日に登記完了し、新施設での保育運営を続けてきました。以来 60 年間、関係者をはじめ地域の方々の理解と協力を得て、数多くの児童を保育してまいりました。</p> <p>平成 20 年 12 月 1 日から公益法人制度の施行により新制度に移行して法人格を社会福祉法人に変更する必要があり私たちは多くの児童を預るという社会的責任と保育の公共性を考え、さらに充実した健全な保育所運営をはかることと、たかまる保育所への入所要求、とりわけ低年齢児、延長、一時、障害児、地域子育て支援などの特別保育を実施して、地域に開かれた保育園づくりを進めるために社会福祉法人菜生保育協会の設立をするものであります。</p>		
主たる事務所の所在地	高知県室戸市室戸岬町 5768 番地 4		
法人の名称	しゃかいふくしほうじんなばえほいくきょうかい 社会福祉法人菜生保育協会		
事業の種類	社会福祉事業	第 1 種	なし
		第 2 種	菜生保育園の経営
	公益事業		なし
	収益事業		なし

資 産	内 訳									
	純 額 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③ 公益事業 用財産	④ 収益事業 用財産	⑤ 積極財産 ①+②+③+④	⑥ 負 債			
		① 基本財産	② 運用財産							
	円	円	円	円	円	円	円			
	37,595,443	16,329,816	26,643,571	0	0	42,973,387	5,377,944			
役 員 と な る べ き 者	理事 監事 の別	氏 名	代表 権の有無	親特 の権 限の有無	役員資格等(該当に○)				他の社会福祉法人の 代表者への就任状況	
					学識 経験	地域 福祉 関係	施設 長	その 他	有 無	法人名
	理事	松本 祐政	有	無		○			無	
	〃	川崎 雅人	無	〃				○	〃	
	〃	山下 博紀	〃	〃				○	〃	
	〃	谷下 知明	〃	〃				○	〃	
	〃	濱田偉佐男	〃	〃				○	〃	
	〃	濱田 筆子	〃	〃		○			〃	
	〃	樽見 秀子	〃	〃			○		〃	
	監事	窪内賢一郎	〃	〃		○			〃	
	〃	山田 博亮	〃	〃				○	〃	
評議員会の有無		無		評議員の定数						



**室戸市の保育所等の概要 (H23.4.1 現在)**

施設数：12か所 (公5、私7)  
 定員：465人 (公195、私210)  
 入所児童数：354人  
 学齢前児童数：458人



**菜生保育園の概要 (H23.4.1 現在)**

所在地：室戸市室戸岬町 5768 番地 4  
 定員：30人  
 入所児童数：25人  
 開所時間：平日 7:45～18:00  
                   土曜日 7:45～12:00  
 入所年齢：生後2か月～

資 産 ・ 負 債 の 内 訳		金 額
<b>I 資産の部</b>		
<b>1. 流動資産</b>		
現金預金		
現金	現金手許有高	0
普通預金1	[REDACTED]	本部会計 755,364
普通預金1		施設会計 1,768,821
普通預金2		施設会計 11
普通預金3		施設会計 60,141
定期預金	本部会計	120,044
未収金		0
..... 流動資産合計 .....		2,704,381
<b>2. 固定資産</b>		
<b>(1) 基本財産</b>		
建物	所在地 高知県室戸市室戸岬町5768の4番地 種類 鉄骨造平屋建て 545.94㎡	16,329,816
土地		0
基本財産合計		16,329,816
<b>(2) その他の固定資産</b>		
建物		0
構築物	滑り台 他	131,772
車両運搬具		0
器具及び備品	ピアノ 他	916,017
保育所繰越積立預金		17,541,666
施設・設備整備積立預金		0
その他の固定資産		5,349,735
その他の固定資産合計		23,939,190
..... 固定資産合計 .....		40,269,006
資産合計		42,973,387
<b>II 負債の部</b>		
<b>1. 流動負債</b>		
短期運営資金借入金		0
未払金		0
預り金	別紙明細	28,209
..... 流動負債合計 .....		28,209
<b>2. 固定負債</b>		
退職給与引当金		5,349,735
..... 固定負債合計 .....		5,349,735
負債合計		5,377,944
差引純資産		37,595,443

# 資金收支予算内訳表

社会福祉法人 菜生保育協会

第2号-1様式

平成24年度

	勘定科目	合計	本部	保育園	施設 2	施設 3
収入	介護保険収入	0	0	0	0	0
	介護保険収入	0	0	0	0	0
	利用料収入	0	0	0	0	0
	利用料収入	0	0	0	0	0
	利用者負担金収入	0	0	0	0	0
	措置費収入	0	0	0	0	0
	事務費収入	0	0	0	0	0
	事業費収入	0	0	0	0	0
	運営費収入	30,100,000	0	30,100,000	0	0
	運営費収入	30,100,000	0	30,100,000	0	0
	私的契約利用料収入	0	0	0	0	0
	私的契約利用料収入	0	0	0	0	0
	事業収入	0	0	0	0	0
	事業収入	0	0	0	0	0
	経常経費補助金収入	2,500,000	0	2,500,000	0	0
	経常経費補助金収入	2,500,000	0	2,500,000	0	0
	寄附金収入	130,000	30,000	100,000	0	0
	寄附金収入	130,000	30,000	100,000	0	0
	雑収入	370,000	0	370,000	0	0
	雑収入	370,000	0	370,000	0	0
借入金利息補助金収入	0	0	0	0	0	
借入金利息補助金収入	0	0	0	0	0	
受取利息配当金収入	26,000	1,000	25,000	0	0	
受取利息配当金収入	26,000	1,000	25,000	0	0	
会計単位間繰入金収入	0	0	0	0	0	
公益事業会計繰入金収入	0	0	0	0	0	
収益事業会計繰入金収入	0	0	0	0	0	
経理区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	
経理区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	
<b>経常収入計 (1)</b>	<b>33,126,000</b>	<b>31,000</b>	<b>33,095,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
支出	人件費支出	28,920,000	0	28,920,000	0	0
	役員報酬	0	0	0	0	0
	職員俸給	20,050,000	0	20,050,000	0	0
	職員諸手当	5,000,000	0	5,000,000	0	0
	非常勤職員給与	350,000	0	350,000	0	0
	退職金	0	0	0	0	0
	掛金	320,000	0	320,000	0	0
	法定福利費	3,500,000	0	3,500,000	0	0
	事務費支出	1,806,000	31,000	1,775,000	0	0
	福利厚生費	100,000	0	100,000	0	0
	旅費交通費	75,000	0	75,000	0	0
	研修費	10,000	0	10,000	0	0
	事務費) 消耗品費	100,000	0	100,000	0	0
	事務費) 器具什器費	80,000	0	80,000	0	0
	印刷製本費	100,000	0	100,000	0	0
	事務費) 水道光熱費	150,000	0	150,000	0	0
	事務費) 燃料費	0	0	0	0	0
	修繕費	60,000	0	60,000	0	0
	通信運搬費	60,000	0	60,000	0	0
	会議費	0	0	0	0	0
	広報費	0	0	0	0	0
	業務委託費	106,000	6,000	100,000	0	0
	手数料	215,000	25,000	190,000	0	0
	事務費) 損害保険料	0	0	0	0	0
	事務費) 賃借料	420,000	0	420,000	0	0
	租税公課	0	0	0	0	0
	土地・建物賃借料	0	0	0	0	0
	事務費) 雑費	330,000	0	330,000	0	0
	事業費支出	3,050,000	0	3,050,000	0	0
	給食費	1,600,000	0	1,600,000	0	0
	保健衛生費	200,000	0	200,000	0	0
	被服費	0	0	0	0	0
	教養娯楽費	0	0	0	0	0
	日用品費	0	0	0	0	0
	保育材料費	400,000	0	400,000	0	0
本人支給金	0	0	0	0	0	
事業費) 水道光熱費	500,000	0	500,000	0	0	
事業費) 燃料費	30,000	0	30,000	0	0	
事業費) 消耗品費	150,000	0	150,000	0	0	
事業費) 器具什器費	160,000	0	160,000	0	0	
事業費) 賃借料	0	0	0	0	0	
教育指導費	0	0	0	0	0	
就職支度費	0	0	0	0	0	

	区外費 葬祭費. 事業費) 雑費.	0	0	0	0	0	0	
	借入金利息支出.	10,000	0	10,000	0	0	0	
	借入金利息支出.	0	0	0	0	0	0	
	経理区分間繰入金支出.	0	0	0	0	0	0	
	経理区分間繰入金支出.	0	0	0	0	0	0	
	經常支出計 (2).	33,776,000	31,000	33,745,000	0	0	0	
	經常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2).	-650,000	0	-650,000	0	0	0	
施設整備等による収 入	施設整備補助金収入.	0	0	0	0	0	0	
	施設整備補助金収入.	0	0	0	0	0	0	
	設備整備補助金収入.	0	0	0	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入.	0	0	0	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入.	0	0	0	0	0	0	
	施設整備等借入金償還寄附金収入.	0	0	0	0	0	0	
	固定資産売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	建物売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	土地売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	その他建物売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	その他土地売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	構築物売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	機械及び装置売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	器具及び備品売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	車輜運搬具売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	無形固定資産売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	施設整備等収入計 (4).	0	0	0	0	0	0	
	支 出	固定資産取得支出.	0	0	0	0	0	0
		建物取得支出.	0	0	0	0	0	0
		土地取得支出.	0	0	0	0	0	0
その他建物取得支出.		0	0	0	0	0	0	
その他土地取得支出.		0	0	0	0	0	0	
構築物取得支出.		0	0	0	0	0	0	
機械及び装置取得支出.		0	0	0	0	0	0	
器具及び備品取得支出.		0	0	0	0	0	0	
車輜運搬具取得支出.		0	0	0	0	0	0	
無形固定資産取得支出.		0	0	0	0	0	0	
元入金支出.		0	0	0	0	0	0	
公益事業会計元入金支出.		0	0	0	0	0	0	
収益事業会計元入金支出.	0	0	0	0	0	0		
施設整備等支出計 (5).	0	0	0	0	0	0		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5).	0	0	0	0	0	0		
財 入	借入金収入.	0	0	0	0	0	0	
	設備資金借入金収入.	0	0	0	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入.	0	0	0	0	0	0	
	投資有価証券売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	投資有価証券売却収入.	0	0	0	0	0	0	
	借入金元金償還補助金収入.	0	0	0	0	0	0	
	借入金元金償還補助金収入.	0	0	0	0	0	0	
	積立金預金取崩収入.	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	
	人件費積立預金取崩収入.	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	
	修繕積立預金取崩収入.	0	0	0	0	0	0	
	備品等購入積立預金取崩収入.	0	0	0	0	0	0	
	施設・設備整備積立預金取崩収入.	0	0	0	0	0	0	
	その他の収入.	0	0	0	0	0	0	
長期貸付金回収収入 収入.	0	0	0	0	0	0		
財務収入計 (7).	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0		
支 出	借入金元金償還金支出.	0	0	0	0	0	0	
	設備資金借入金償還金支出.	0	0	0	0	0	0	
	長期運営資金借入金償還金支出.	0	0	0	0	0	0	
	投資有価証券取得支出.	0	0	0	0	0	0	
	投資有価証券取得支出.	0	0	0	0	0	0	
	積立預金積立支出.	0	0	0	0	0	0	
	人件費積立預金積立支出.	0	0	0	0	0	0	
	修繕積立預金積立支出.	0	0	0	0	0	0	
	備品等購入積立預金積立支出.	0	0	0	0	0	0	
	施設・設備整備積立預金積立支出.	0	0	0	0	0	0	
	その他の支出.	0	0	0	0	0	0	
	長期貸付金支出.	0	0	0	0	0	0	
	その他の支出.	0	0	0	0	0	0	
	流動資産評価減による資金減少額等	0	0	0	0	0	0	
	徴収不能額.	0	0	0	0	0	0	
有価証券売却益.	0	0	0	0	0	0		
有価証券売却損.	0	0	0	0	0	0		
有価証券評価損. 評価損.	0	0	0	0	0	0		
財務支出計 (8).	0	0	0	0	0	0		
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8).	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0		
予備費 (10).	0	0	0	0	0	0		

当期资金收支差额合计 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	350,000	0	350,000	0	0
前期末支私资金残高 (12)	950,000	0	950,000	0	0
当期末支私资金残高 (11)+(12)	1,300,000	0	1,300,000	0	0

# 資金収支予算内訳表

社会福祉法人 葉生保育協会  
第2号-1様式

平成25年度

	勘定科目	合計	本部	保育園	施設 2	施設 3
収入	介護保険収入	0	0	0	0	0
	介護保険収入	0	0	0	0	0
	利用料収入	0	0	0	0	0
	利用料収入	0	0	0	0	0
	利用者負担金収入	0	0	0	0	0
	措置費収入	0	0	0	0	0
	事務費収入	0	0	0	0	0
	事業費収入	0	0	0	0	0
	運営費収入	30,100,000	0	30,100,000	0	0
	運営費収入	30,100,000	0	30,100,000	0	0
	私的契約利用料収入	0	0	0	0	0
	私的契約利用料収入	0	0	0	0	0
	事業収入	0	0	0	0	0
	事業収入	0	0	0	0	0
	經常経費補助金収入	2,500,000	0	2,500,000	0	0
	經常経費補助金収入	2,500,000	0	2,500,000	0	0
	寄附金収入	130,000	30,000	100,000	0	0
	寄附金収入	130,000	30,000	100,000	0	0
	雑収入	370,000	0	370,000	0	0
	雑収入	370,000	0	370,000	0	0
借入金利息補助金収入	0	0	0	0	0	
借入金利息補助金収入	0	0	0	0	0	
受取利息配当金収入	26,000	1,000	25,000	0	0	
受取利息配当金収入	26,000	1,000	25,000	0	0	
会計単位間繰入金収入	0	0	0	0	0	
公益事業会計繰入金収入	0	0	0	0	0	
収益事業会計繰入金収入	0	0	0	0	0	
経理区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	
経理区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	
經常収入計 (1)	33,126,000	31,000	33,095,000	0	0	
支出	人件費支出	30,970,000	0	30,970,000	0	0
	役員報酬	0	0	0	0	0
	職員俸給	21,800,000	0	21,800,000	0	0
	職員諸手当	5,000,000	0	5,000,000	0	0
	非常勤職員給与	350,000	0	350,000	0	0
	退職金	0	0	0	0	0
	掛金	320,000	0	320,000	0	0
	法定福利費	3,500,000	0	3,500,000	0	0
	事務費支出	1,806,000	31,000	1,775,000	0	0
	福利厚生費	100,000	0	100,000	0	0
	旅費交通費	75,000	0	75,000	0	0
	研修費	10,000	0	10,000	0	0
	事務費) 消耗品費	100,000	0	100,000	0	0
	事務費) 器具什器費	80,000	0	80,000	0	0
	印刷製本費	100,000	0	100,000	0	0
	事務費) 水道光熱費	150,000	0	150,000	0	0
	事務費) 燃料費	0	0	0	0	0
	修繕費	60,000	0	60,000	0	0
	通信運搬費	60,000	0	60,000	0	0
	会議費	0	0	0	0	0
	広報費	0	0	0	0	0
	業務委託費	106,000	6,000	100,000	0	0
	手数料	215,000	25,000	190,000	0	0
	事務費) 損害保険料	0	0	0	0	0
	事務費) 賃借料	420,000	0	420,000	0	0
	租税公課	0	0	0	0	0
	土地・建物賃借料	0	0	0	0	0
	事務費) 雑費	330,000	0	330,000	0	0
	事業費支出	3,300,000	0	3,300,000	0	0
	給食費	1,800,000	0	1,800,000	0	0
	保健衛生費	220,000	0	220,000	0	0
	被服費	0	0	0	0	0
	教養娯楽費	0	0	0	0	0
	日用品費	0	0	0	0	0
	保育材料費	420,000	0	420,000	0	0
本人支給金	0	0	0	0	0	
事業費) 水道光熱費	500,000	0	500,000	0	0	
事業費) 燃料費	30,000	0	30,000	0	0	
事業費) 消耗品費	150,000	0	150,000	0	0	
事業費) 器具什器費	170,000	0	170,000	0	0	
事業費) 賃借料	0	0	0	0	0	
教育指導費	0	0	0	0	0	
就職支度費	0	0	0	0	0	

	医療費	0	0	0	0	
	葬祭費	0	0	0	0	
	事業費) 雑費	10,000	0	10,000	0	
	借入金利息支出	0	0	0	0	
	借入金利息支出	0	0	0	0	
	経理区分間繰入金支出	0	0	0	0	
	経理区分間繰入金支出	0	0	0	0	
	經常支出計 (2)	36,076,000	31,000	36,045,000	0	
	經常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	-2,950,000	0	-2,950,000	0	
施設整備等による収支	収入					
	施設整備補助金収入	0	0	0	0	
	施設整備補助金収入	0	0	0	0	
	設備整備補助金収入	0	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	0	
	施設整備等借入金償還寄附金収入	0	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	0	
	建物売却収入	0	0	0	0	
	土地売却収入	0	0	0	0	
	その他建物売却収入	0	0	0	0	
	その他土地売却収入	0	0	0	0	
	構築物売却収入	0	0	0	0	
	機械及び装置売却収入	0	0	0	0	
	器具及び備品売却収入	0	0	0	0	
	車輦運搬具売却収入	0	0	0	0	
	無形固定資産売却収入	0	0	0	0	
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	0	
	支出					
	固定資産取得支出	0	0	0	0	
建物取得支出	0	0	0	0		
土地取得支出	0	0	0	0		
その他建物取得支出	0	0	0	0		
その他土地取得支出	0	0	0	0		
構築物取得支出	0	0	0	0		
機械及び装置取得支出	0	0	0	0		
器具及び備品取得支出	0	0	0	0		
車輦運搬具取得支出	0	0	0	0		
無形固定資産取得支出	0	0	0	0		
元入金支出	0	0	0	0		
公益事業会計元入金支出	0	0	0	0		
収益事業会計元入金支出	0	0	0	0		
施設整備等支出計 (5)	0	0	0	0		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	0	0	0	0		
財務活動による収支	収入					
	借入金収入	0	0	0	0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	0	
	借入金元金償還補助金収入	0	0	0	0	
	借入金元金償還補助金収入	0	0	0	0	
	積立金預金取崩収入	2,000,000	0	2,000,000	0	
	人件費積立預金取崩収入	2,000,000	0	2,000,000	0	
	修繕積立預金取崩収入	0	0	0	0	
	備品等購入積立預金取崩収入	0	0	0	0	
	施設・設備整備積立預金取崩収入	0	0	0	0	
	その他の収入	0	0	0	0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	0	
	収入	0	0	0	0	
	財務収入計 (7)	2,000,000	0	2,000,000	0	
	支出					
	借入金元金償還金支出	0	0	0	0	
	設備資金借入金償還金支出	0	0	0	0	
長期運営資金借入金償還金支出	0	0	0	0		
投資有価証券取得支出	0	0	0	0		
投資有価証券取得支出	0	0	0	0		
積立預金積立支出	0	0	0	0		
人件費積立預金積立支出	0	0	0	0		
修繕積立預金積立支出	0	0	0	0		
備品等購入積立預金積立支出	0	0	0	0		
施設・設備整備積立預金積立支出	0	0	0	0		
その他の支出	0	0	0	0		
長期貸付金支出	0	0	0	0		
その他の支出	0	0	0	0		
流動資産評価減による資金減少額等	0	0	0	0		
徴収不能額	0	0	0	0		
有価証券売却益	0	0	0	0		
有価証券売却損	0	0	0	0		
有価証券評価損	0	0	0	0		
評価損	0	0	0	0		
財務支出計 (8)	0	0	0	0		
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	2,000,000	0	2,000,000	0		
予備費 (10)	0	0	0	0		

当期资金收支差额合计	(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-950,000	0	-950,000	0	0
前期末支私资金残高	(12)	950,000	0	950,000	0	0
当期末支私资金残高	(11)+(12)	0	0	0	0	0



社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第32条（認可）に基づく審査

【審査基準】（該当事項のみ）	申請内容	審査
第1 社会福祉法人の行う事業		
<p>1 社会福祉事業</p> <p>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>(3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。</p>	<p>第二種社会福祉事業（保育所）を行う。（公益事業、収益事業は行わない。）</p> <p>菜生保育園は、児童福祉施設最低基準（設備・職員等）を満たし、昭和47年に認可されている。</p>	<p>適当</p>
第2 法人の資産		
<p>1 資産の所有等</p> <p>(1) 原則</p> <p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。</p> <p>なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を営営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。</p> <p>(2) 特例</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	<p>資産の所有者</p> <p>【建物】</p> <p>保育所園舎……………（財）菜生保育協会 ⇒所有者と贈与契約締結済</p> <p>【土地】</p> <p>園舎敷地、屋外遊戯場……室戸市 ⇒所有者から無償貸与確約書の提出あり</p>	<p>所有者からの贈与あるいは使用貸借契約（無償）により、安定した経営が確保できる予定であり、適当。</p>
<p>2 資産の区分</p> <p>(1) 基本財産</p> <p>ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。</p>	<p>定款第14条に規定されている。</p>	<p>適当</p>

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>イ 社会福祉施設を經營する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。(以下略)</p> <p>(2) 運用財産</p> <p>ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。</p> <p>【審査要領】第2 法人の資産</p> <p>(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。</p> <p>ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。</p> <p>イ 寄付者の所得能力、營業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。</p> <p>(3) 法人を設立する場合にあつては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。(以下略)</p> <p>(7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の經營の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。</p> <p>また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。</p>	<p>定款第13条第2項に規定されている。</p> <p>定款第13条第3項に規定されている。</p> <p>寄附金について、(財)菜生保育協会との間で贈与契約が締結されている。</p> <p>贈与を受ける現金預金20,246,047円 設立年度の年間事業費33,745,000円</p> <p>室戸市から無償貸与確約書を受けている。</p>	<p>適当</p> <p>(財)菜生保育協会の決算書及び残高証明等で履行の確実性を確認している。</p> <p>現金預金の保有額が事業費の1/12(2,812,083円)以上であり適当である。</p> <p>地方公共団体からの無償貸与であり、適当な貸借契約と認められる。</p>
<p>3 資産の管理</p> <p>(2) 基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。(以下略)</p> <p>(3) 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。</p>	<p>定款第15条に規定されている。</p> <p>該当する財産は保有しない。</p>	<p>適当</p>

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>4 残余財産の帰属</p> <p>解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。</p>	<p>定款第23条に社会福祉法人に帰属する旨が規定されている。</p>	<p>適当</p>
<p>第3 法人の組織運営</p>		
<p>1 役員</p> <p>(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。(以下略)</p> <p>(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。</p> <p>(3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。</p>	<p>役員就任予定者に関係行政庁の職員は含まれていない。</p> <p>(財) 菜生保育協会の役員が就任予定である。</p> <p>理事長就任予定者は、特定の公職にある者ではない。</p>	<p>適当</p> <p>今後も法人運営への参画が十分に期待できる者であると認められる。</p> <p>公職にある者が慣例的に就任しているという事実は認められない。</p>
<p>2 理事</p> <p>(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。</p> <p>また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。</p> <p>(3) 理事の定数は6人以上とすること。</p> <p>(4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。</p> <p>(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。</p> <p>(7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p>	<p>(財) 菜生保育協会の理事長及び理事が就任予定である。</p> <p>理事定数は7名である。</p> <p>親族等の特殊の関係にある者は含まれていない。</p> <p>民生・児童委員等の地域の福祉関係者を含めている。</p> <p>施設長就任予定者が理事として参加予定であり、その他の施設の職員は理事とならない。</p>	<p>社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際の法人運営の職責を果たしうる者であると認められる。</p> <p>適当</p> <p>当該要件に該当する者は認められない。</p> <p>適当</p>

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>3 監事</p> <p>(1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。</p> <p>(2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。(以下略)</p> <p>(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。</p> <p>(4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。</p> <p>(5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p>	<p>監事2名ともに、(財) 菜生保育協会の監事として約8年の監査実績がある。</p> <p>市職員(福祉課)勤務の経歴を持ち、社会福祉事業に従事した経験を有している。</p> <p>親族等の特殊の関係にある者は含まれていない。</p>	<p>他の職務の兼任は認められない。</p> <p>財務諸表等を十分監査し得る者であると認められる。</p> <p>適当</p> <p>適当</p> <p>当該要件に該当する者は認められない。</p>
<p>4 評議員会</p> <p>(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。</p> <p>② 保育所を営む事業(保育所を営む事業と併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。)</p>	<p>評議員会は設置しない。</p>	<p>保育所を営む事業のみを行うため、ただし書きの法人に該当する。</p>
<p>6 その他</p> <p>(1) 役員の定数は、確定数とすること。</p> <p>(3) 役員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。(以下略)</p> <p>(4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。</p>	<p>定款第5条に7名と規定されている。</p> <p>定款第6条に2年とする旨が規定されている。</p> <p>定款第12条各項に規定されている。</p>	<p>} 適当</p>

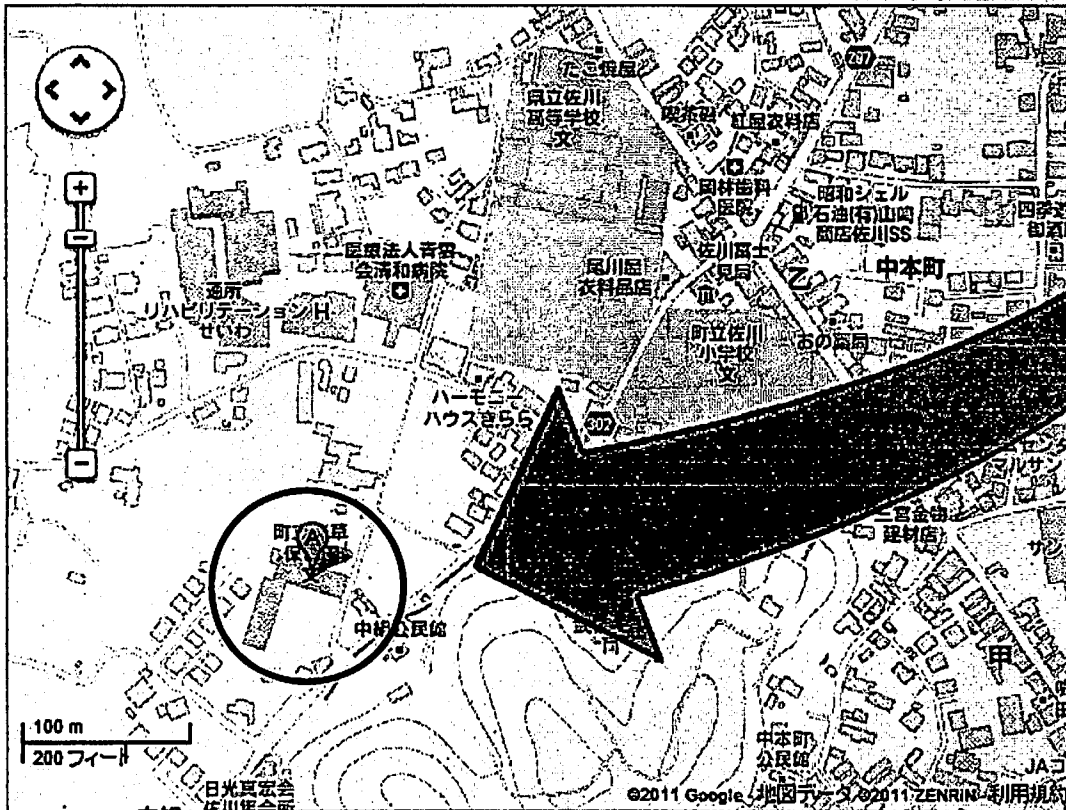
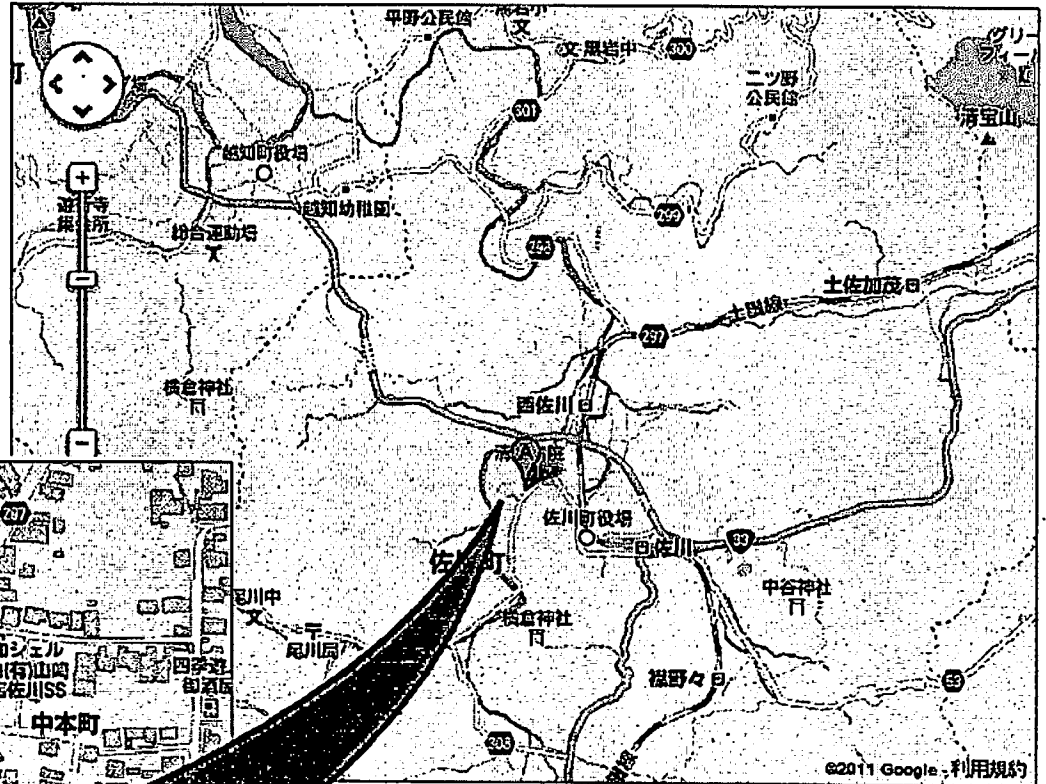
審査基準：社会福祉法人審査基準 社会福祉法人の認可について(通知) 平成12年12月1日 障第890号/社援第2618号/老発第794号/児発第908号  
 審査要領：社会福祉法人審査要領 社会福祉法人の認可について(通知) 平成12年12月1日 障企第59号/社援企第35号/老計第52号/児企第33号

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所	高知県高岡郡佐川町乙2757番地1	
	氏名	社会福祉法人笑育会 設立代表者 刈谷 日出男	
申請年月日	平成23年8月26日		
社会福祉法人 設立の趣意	<p>佐川町若草保育園は昭和27年4月宗教法人として設立する。時代の変化に伴い昭和40年4月財団法人に経営移管。今回の平成20年12月の制度改革により、一般社団・財団法人、或いは社会福祉法人のいずれかに移行しなければならなくなりました。</p> <p>開園以来59年間、地域の方々の理解と協力を得て、町内で一番多くの児童の保育を行ってきました。また県下で延長保育、一時保育等の特別保育も先駆けて取組んで参りました。</p> <p>現在は、少子化が進み児童数が減ったとはいえ、多様な保育需要は益々高まってきています。保育所を設立した先人の至誠を継承して、時代のニーズに対応ができる、そして子ども一人ひとり秘めている無限の可能性の素晴らしい能力を伸ばす保育園作りを目指し、社会福祉法人笑育会を設立するものであります。</p>		
主たる事務所の所在地	高知県高岡郡佐川町乙1759番地		
法人の名称	しゃかいふくしほうじん しょういくかい 社会福祉法人 笑育会		
事業の 種類	社会福祉 事業	第1種	なし
		第2種	佐川町若草保育園の経営・一時預かり事業
	公益事業		なし
	収益事業		なし

資 産	純 額 ⑤-⑥		内 訳					⑥ 負 債		
			社会福祉事業用財産		③ 公益事業 用財産	④ 収益事業 用財産	⑤ 積極財産 ①+②+③+④			
			① 基本財産	② 運用財産						
円	円	円	円	円	円	円	円			
	116,265,453	62,611,850	64,065,273	0	0	126,677,123	10,411,670			
役 員 と な る べ き 者	理事 監事 の別	氏 名	代表権 の有無	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福祉法人の代表 者への就任状況	
					学識 経験	地域 福祉 関係	施設 長	その 他	有 無	法人名
	理事	刈谷 末子	有	有	○				無	
	〃	池田 玉尾	無					○	〃	
	〃	高橋 富夫	〃					○	〃	
	〃	伊藤みどり	〃		○				〃	
	〃	藤田 千砂	〃			○			〃	
	〃	刈谷日出男	〃	有			○		〃	
	監事	明神 章子	〃		○				〃	
	〃	篠原 正光	〃					○	〃	
評議員会の有無			無		評議員の定数					

**佐川町の保育所等の概要 (H23.4.1 現在)**

施設数：7か所 (公2、私5)  
 定員：440人 (公80、私360)  
 入所児童数：407人  
 学齢前児童数：559人



**佐川町若草保育園の概要 (H23.4.1 現在)**

所在地：高岡郡佐川町乙 1759 番地  
 定員：90人  
 入所児童数：81人  
 開所時間：平日 7:00～19:00  
                   土曜日 7:00～12:00  
 入所年齢：産休後 (約 8 週間) ～

財 産 目 録

I	資産の部	126,677,123 円
	1 基本財産	62,611,850 円
	(内訳)	
	(1) 土地	
	高岡郡佐川町字高崎乙 1759 番 1 所在の土地 1 筆	1,289.25 m <sup>2</sup>
	同 所 高崎乙 1759 番 2 所在の土地 1 筆	846 m <sup>2</sup>
	同 所 高崎乙 1759 番 3 所在の土地 1 筆	16 m <sup>2</sup>
	同 所 高崎乙 1760 番 3 所在の土地 1 筆	230 m <sup>2</sup>
	同 所 高崎乙 1760 番 4 所在の土地 1 筆	345 m <sup>2</sup>
	同 所 高崎乙 1760 番 5 所在の土地 1 筆	43 m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup> 単位 11,305 円	総額 31,307,350 円
	(2) 建物	
	高岡郡佐川町字高崎乙 1760 番 4、乙 1760 番地 5、 乙 1759 番地 2、乙 1760 番地 3、乙 1760 番地 6 所在	
	鉄筋コンクリート造鋼板葺 2 階建	15,292,171 円
	鉄骨造陸屋根 2 階建	13,443,033 円
	鉄骨造鋼板葺平屋建	634,241 円
	木造平屋建	1,935,055 円
	総計	31,304,500 円
	(3) 基本財産基金	0 円
	2 運用財産	64,065,273 円
	(内訳)	
	(1) 建設自己資金	0 円
	(2) 運転資金	10,000,000 円
	(3) 法人事務費	2,000,000 円
	(4) 什器備品	2,152,754 円
	(5) 保育所繰越金積立預金	41,840,849 円
	(6) 共済財団退職手当預け金	8,071,670 円
II	負債の部	10,411,670 円
	(内訳) 流動負債	
	(1) 未払金	2,000,000 円
	(2) 預り金	340,000 円
	固定負債 共済財団退職給与引当金	8,071,670 円
III	差引正味財産	116,265,453 円



平成 24年度 資金収支予算書

【本部会計】

(単位: 円)

科 目	予 算	前年度予算	増 減	備 考
運営費収入				
私的契約利用料収入				
經常経費補助金収入				
寄附金収入	0	370,000	-370,000	
雑収入				
借入金利息補助金収入				
受取利息配当金収入	1,000	500	500	
経理区分間繰入金収入	86,000	155,000	-69,000	
經常収入計(1)	87,000	525,500	-438,500	
人件費支出	0	0	0	
役員報酬				
職員俸給				
職員諸手当				
非常勤職員給与				
退職金(退職金)				
掛金				
法定福利費				
事務費支出	87,000	525,500	-438,500	
福利厚生費				
旅費交通費	84,000	147,000	-63,000	
研修費				
消耗品費				
器具什器費				
印刷製本費				
水道光熱費				
燃料費				
修繕費				
通信運搬費				
会議費				
広報費				
業務委託費	0	250,000	-250,000	法人変更移行に伴う法務局への申請
手数料	0	90,000	-90,000	官報広告代金
損害保険料				
賃借料				
租税公課	0	35,500	-35,500	法人変更移行に伴う証券・印紙代金
土地・建物賃借料				
雑費	3,000	3,000	0	
事業費支出	0	0	0	
借入金利息支出	0	0	0	
経理区分間繰入金支出	0	0	0	
經常支出計(2)	87,000	525,500	-438,500	
經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0	0	
施設整備等補助金収入	0	0	0	
施設整備等寄附金収入	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
財務収入計(7)	0	0	0	
財務支出計(8)	0	0	0	
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	

平成 24 年度 資金収支予算書

【施設会計】

科目	予算	前年度予算	増減	備考
運営費収入	67,668,000	73,603,000	-5,935,000	
私的契約利用料収入	370,000	777,000	-407,000	
經常経費補助金収入	7,106,000	9,409,000	-2,303,000	
寄附金収入	50,000	50,000	0	
雑収入	570,000	570,000	0	
借入金利息補助金収入	0	0	0	
受取利息配当金収入	50,000	50,000	0	
経理区分間繰入金収入	0	0	0	
經常収入計(1)	75,814,000	84,459,000	-8,645,000	
人件費支出	64,029,000	70,439,000	-6,410,000	
職員俸給	34,080,000	37,410,000	-3,330,000	
職員諸手当	8,340,000	12,498,000	-4,158,000	
非常勤職員給与	13,238,000	11,556,000	1,682,000	
退職金(退職金)	0	0	0	
掛金	671,000	626,000	45,000	
法定福利費	7,700,000	8,349,000	-649,000	
事務費支出	3,202,000	5,269,000	-2,067,000	
福利厚生費	300,000	300,000	0	
旅費交通費	250,000	250,000	0	
研修費	80,000	110,000	-30,000	
消耗品費	130,000	130,000	0	
器具什器費	100,000	100,000	0	
印刷製本費	110,000	110,000	0	
水道光熱費	192,000	192,000	0	
燃料費	40,000	40,000	0	
修繕費	500,000	2,489,000	-1,989,000	附設診療費 1,860,000
通信運搬費	190,000	190,000	0	
会議費	5,000	5,000	0	
広報費	0	0	0	
業務委託費	540,000	540,000	0	
手数料	15,000	15,000	0	
損害保険料	41,000	41,000	0	
賃借料	0	0	0	
租税公課	14,000	14,000	0	
土地・建物賃借料	0	0	0	
雑費	150,000	150,000	0	
共済財団退職手当掛金	545,000	593,000	-48,000	
事業費支出	8,880,000	9,080,000	-200,000	
給食費	5,800,000	6,000,000	-200,000	
保健衛生費	440,000	440,000	0	
保育材料費	500,000	500,000	0	
水道光熱費	1,480,000	1,480,000	0	
燃料費	50,000	50,000	0	
消耗品費	160,000	160,000	0	
器具什器費	400,000	400,000	0	
賃借料	0	0	0	
雑費	50,000	50,000	0	
借入金利息支出	0	0	0	
経理区分間繰入金支出	86,000	155,000	-69,000	
經常支出計(2)	76,197,000	84,943,000	-8,746,000	
經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-383,000	-484,000	101,000	
施設整備等収入	0	0	0	
施設整備等支出	0	0	0	
財務収入	500,000	2,000,000	-1,500,000	
財務支出	0	1,000,000	-1,000,000	
借入金償還金支出	0	1,000,000	-1,000,000	
積立預金積立支出	0	0	0	
予備費(10)	117,000	516,000	-399,000	
当期資金収支差額合計	0	0	0	

平成 25 年度 資金収支予算書

【本部会計】

(単位: 円)

科 目	予 算	前年度予算	増 減	備 考
運営費収入				
私的契約利用料収入				
経常経費補助金収入				
寄附金収入	0	0	0	
雑収入				
借入金利息補助金収入				
受取利息配当金収入	1,000	1,000	0	
経理区分間繰入金収入	86,000	86,000	0	
経常収入計(1)	87,000	87,000	0	
人件費支出	0	0	0	
役員報酬				
職員俸給				
職員諸手当				
非常勤職員給与				
退職金(退職金)				
賞与				
法定福利費				
事務費支出	87,000	87,000	0	
福利厚生費				
旅費交通費	84,000	84,000	0	
研修費				
消耗品費				
器具什器費				
印刷製本費				
水道光熱費				
燃料費				
修繕費				
通信運搬費				
会費				
広報費				
業務委託費	0	0	0	
手数料	0	0	0	
損害保険料				
賃借料				
租税公課	0	0	0	
土地・建物賃借料				
雑費	3,000	3,000	0	
事業費支出	0	0	0	
借入金利息支出	0	0	0	
経理区分間繰入金支出	0	0	0	
経常支出計(2)	87,000	87,000	0	
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0	0	
施設整備等補助金収入	0	0	0	
施設整備等寄附金収入	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
固定資産取得支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
財務収入計(7)	0	0	0	
財務支出計(8)	0	0	0	
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	

平成 25 年度 資金収支予算書

【施設会計】

科目	予算	前年度予算	増減	備考
運営費収入	66,641,000	67,668,000	-1,027,000	
私的契約利用料収入	330,000	370,000	-40,000	
経常経費補助金収入	7,088,000	7,106,000	-18,000	
寄附金収入	50,000	50,000	0	
雑収入	570,000	570,000	0	
借入金利息補助金収入	0	0	0	
受取利息配当金収入	50,000	50,000	0	
経理区分間繰入金収入	0	0	0	
経常収入計(1)	74,729,000	75,814,000	-1,085,000	
人件費支出	62,513,000	64,029,000	-1,516,000	
職員俸給	34,080,000	34,080,000	0	
職員諸手当	7,620,000	8,340,000	-720,000	
非常勤職員給与	12,638,000	13,238,000	-600,000	
退職金(退職金)	0	0	0	
掛金	670,000	671,000	-1,000	
法定福利費	7,505,000	7,700,000	-195,000	
事務費支出	3,202,000	3,202,000	0	
福利厚生費	300,000	300,000	0	
旅費交通費	250,000	250,000	0	
研修費	80,000	80,000	0	
消耗品費	130,000	130,000	0	
器具什器費	100,000	100,000	0	
印刷製本費	110,000	110,000	0	
水道光熱費	192,000	192,000	0	
燃料費	40,000	40,000	0	
修繕費	500,000	500,000	0	
通信運搬費	190,000	190,000	0	
会議費	5,000	5,000	0	
広報費	0	0	0	
業務委託費	540,000	540,000	0	
手数料	15,000	15,000	0	
損害保険料	41,000	41,000	0	
賃借料	0	0	0	
租税公課	14,000	14,000	0	
土地・建物賃借料	0	0	0	
雑費	150,000	150,000	0	
共済財団退職手当掛金	545,000	545,000	0	
事業費支出	8,880,000	8,880,000	0	
給食費	5,800,000	5,800,000	0	
保健衛生費	440,000	440,000	0	
保育材料費	500,000	500,000	0	
水道光熱費	1,480,000	1,480,000	0	
燃料費	50,000	50,000	0	
消耗品費	160,000	160,000	0	
器具什器費	400,000	400,000	0	
賃借料	0	0	0	
雑費	50,000	50,000	0	
借入金利息支出	0	0	0	
経理区分間繰入金支出	86,000	86,000	0	
経常支出計(2)	74,681,000	76,197,000	-1,516,000	
経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	48,000	-383,000	431,000	
施設整備等収入	0	0	0	
施設整備等支出	0	0	0	
財務収入	0	500,000	-500,000	
財務支出	0	0	0	
借入金償還金支出	0	0	0	
積立預金積立支出	0	0	0	
予備費(10)	48,000	117,000	-69,000	
当期資金収支差額合計	0	0	0	

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第32条（認可）に基づく審査

【審査基準】（該当事項のみ）	申請内容	審査
<p><b>第1 社会福祉法人の行う事業</b></p> <p><b>1 社会福祉事業</b></p> <p>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>(3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。</p>	<p>第二種社会福祉事業（保育所）を行う。（公益事業、収益事業は行わない。）</p> <p>佐川町若草保育園は、児童福祉施設最低基準（設備・職員等）を満たし昭和27年に認可されている。</p>	<p>適当</p>
<p><b>第2 法人の資産</b></p> <p><b>1 資産の所有等</b></p> <p>(1) 原則</p> <p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。</p> <p>なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を営営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。</p> <p>(2) 特例</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	<p>資産の所有者</p> <p>【建物】</p> <p>保育所園舎……（財）佐川町若草保育園 ⇒所有者と贈与契約締結済</p> <p>【土地】</p> <p>園舎敷地………（財）佐川町若草保育園 ⇒所有者と贈与契約締結済</p> <p>屋外遊戯場……（財）佐川町若草保育園、 刈谷日出男、刈谷末子 ⇒所有者と贈与契約締結済</p> <p>土地所有者から貸借契約確約書の提出あり</p>	<p>所有者からの贈与あるいは使用貸借契約（無償）により、安定した経営が確保できる予定であり、適当。</p>
<p><b>2 資産の区分</b></p> <p>(1) 基本財産</p> <p>ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。</p>	<p>定款第14条に規定されている。</p>	<p>適当</p>

59

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。(以下略)</p> <p>(2) 運用財産</p> <p>ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。</p> <p>【審査要領】第2 法人の資産</p> <p>(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。</p> <p>ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。</p> <p>イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。</p> <p>(3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。(以下略)</p> <p>(7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。</p> <p>また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。</p>	<p>定款第13条第2項に規定されている。</p> <p>定款第13条第3項に規定されている。</p> <p>寄附金について、(財)佐川町若草保育園との間で贈与契約が締結されている。</p> <p>贈与を受ける現金預金53,840,849円 設立年度の年間事業費76,197,000円</p> <p>土地賃借契約は無償による。 なお、土地賃借は当該法人の理事長就任予定者及び理事就任予定者との契約になる。</p>	<p>適当</p> <p>(財)佐川町若草保育園の決算書及び残高証明等で履行の确实性を確認している。</p> <p>現金預金の保有額が事業費の1/12(6,349,750円)以上であり適当である。 適当な貸借契約と認められる。 なお、当該法人理事長就任予定者等との貸借契約であることについては、設立準備委員会において出席設立準備委員全員の許諾を得ている。</p>
<p>3 資産の管理</p> <p>(2) 基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。(以下略)</p> <p>(3) 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分</p>	<p>定款第15条に規定されている。</p> <p>該当する財産は保有しない。</p>	<p>適当</p>

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
を占めないようにする必要があること。		
<b>4 残余財産の帰属</b> 解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。	定款第23条に社会福祉法人に帰属する旨が規定されている。	適当
<b>第3 法人の組織運営</b>		
<b>1 役員</b> (1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。(以下略) (2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。 (3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。	役員就任予定者に関係行政庁の職員は含まれていない。 (財) 佐川町若草保育園の役員が就任予定である。 理事長就任予定者は、特定の公職にある者ではない。	適当 今後も法人運営への参画が十分に期待できる者であると認められる。 公職にある者が慣例的に就任しているという事実は認められない。
<b>2 理事</b> (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。 また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。 (3) 理事の定数は6人以上とすること。 (4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。 (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。 (6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。 (7) 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならない	(財) 佐川町若草保育園の理事長及び理事が就任予定である。 理事定数は6名である。 親族等の特殊の関係にある者が、1名選任されている。 社会福祉事業に従事した経験を有する者、民生・児童委員等を含んでいる。 施設長就任予定者が理事として参加予定であり、その他の施設の職員は理事とならない。	社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際の法人運営の職責を果たしうる者であると認められる。 適当である。 親族等の特殊の関係にある者は、制限数(1名)を超えて選任されていない。 当該要件に該当する者の存在は認められない。 } 適当

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>こと。</p> <p>3 監事</p> <p>(1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。</p> <p>(2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。(以下略)</p> <p>(3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。</p> <p>(4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。</p> <p>(5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p>	<p>監事のうち1名が、(財)佐川町若草保育園の監事として約12年の監査実績がある。</p> <p>監事のうち1名が社会福祉事業に従事した経験を有する者である。</p> <p>親族等の特殊の関係にある者は含まれていない。</p>	<p>他の職務の兼任は認められない。</p> <p>財務諸表等を十分監査し得る者であると認められる。</p> <p>適当</p> <p>適当</p> <p>当該要件に該当する者は認められない。</p>
<p>4 評議員会</p> <p>(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。</p> <p>② 保育所を経営する事業(保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。)</p>	<p>評議員会は設置しない。</p>	<p>保育所を経営する事業のみを行うため、ただし書きの法人に該当する。</p>
<p>6 その他</p> <p>(1) 役員の定数は、確定数とすること。</p> <p>(3) 役員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。(以下略)</p> <p>(4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。</p>	<p>定款第5条に6名と規定されている。</p> <p>定款第6条に2年とする旨が規定されている。</p> <p>定款第12条各項に規定されている。</p>	<p>適当</p>

審査基準：社会福祉法人審査基準 社会福祉法人の認可について(通知) 平成12年12月1日 障第890号/社援第2618号/老発第794号/児発第908号  
 審査要領：社会福祉法人審査要領 社会福祉法人の認可について(通知) 平成12年12月1日 障企第59号/社援企第35号/老計第52号/児企第33号